平成31年4月1日 規程第312号

(趣旨)

- 第1条 この規程は、公立大学法人大阪(以下「法人」という。)が設置する大阪府立大学 (以下「本学」という。)における研修員の取扱いに関し、必要な事項を定める。 (定義)
- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 研修員 他の大学その他団体から研究のため本学に派遣された者をいう。
  - (2) 指導教員 研修員に対し、指導及び助言を行う教員をいう。
  - (3) 部局 各学域、各研究科、高等教育推進機構及び研究推進機構をいう。

(手続)

- 第3条 研修員を派遣しようとするものは、研修願(様式第1号)に、研修員として派遣しようとする者の履歴書(様式第2号)その他必要な書類を添えて、研修を希望する部局の長を経て大阪府立大学長(以下「学長」という。)に提出しなければならない。
- 2 研修願は、研修の許可を受けようとする1箇月前までに提出しなければならない。 (選考)
- 第4条 学長は、前条第1項の規定による願い出があった場合は、受理した部局における教育及び研究に支障のない範囲において、教授会(研究推進機構にあっては審議委員会)の 選考に基づき研修を許可する。
- 2 学長は前項の規定による許可を行ったときは、研修許可通知書(様式第3号)により、 部局の長を経て申請者にその旨を通知するものとする。

(研修期間)

- 第5条 研修期間は1年以内とする。ただし、学長が必要を認めたときは、これを延長する ことがある。
- 2 研修期間の延長の許可を受けようとする者は、期間満了の1箇月前までに研修継続願 (様式第4号)を部局の長を経て学長に提出しなければならない。
- 3 学長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたとき は、研修継続許可通知書(様式第5号)を部局の長を経由して申請者に通知するものとす る。

(指導教員)

第6条 指導教員は、研修員の活動について関係法令及び規程に則し、適正に行われるよう 指導及び監督をしなければならない。

(研修料)

- 第7条 研修料の額及び納付方法は、大阪府立大学の授業料等に関する規程の定めるところ による。
- 2 法人は、既納の研修料は還付しない。ただし、理事長が特別の理由があると認めるもの については、大阪府立大学の授業料等に関する規程第21条第1項ただし書の定めるところ により、その全部又は一部を還付することがある。

(研修料の免除)

- 第8条 理事長は、特別の理由があると認められる者については、大阪府立大学授業料等の 免除等に関する規程第11条の規定により、研修料を免除することがある。
- 2 研修料の免除を受けようとする者は、研修料免除申請書(様式第6号)を研修願の提出 の際に併せて理事長に提出しなければならない。

(遵守事項)

第9条 研修員は、法律その他関係法令及び法人及び本学の諸規程を遵守しなければならない。

(研修許可の取消し)

第10条 学長は、研修員がこの規程に違反した、又は病気その他の事由により研修を継続することができないと認めるときは、部局の長の申出により研修の許可を取り消すことができる。

(施設・設備等の利用)

- 第11条 研修員は、必要な範囲内で本学の施設及び設備等を利用することができる。
- 2 研修員は、前項の規定による利用に当たっては、本学の発行する受入証を携帯し、必要 に応じ、関係者にこれを提示しなければならない。

(研究活動中の事故等への対応)

第12条 研修員の故意又は過失により生じた研究活動中の事故等の損害につき、本学はその 責を負わない。ただし、本学の責めに帰すべき事由がある場合はこの限りでない。

(知的財産権等の取扱い)

第13条 研修員が行った研究に係る知的財産権の取扱いについては、大阪府立大学及び大阪 府立大学工業高等専門学校知的財産権取扱規程の定めるところによる。 (委任)

第14条 この規程に定めるもののほか、研修員に関し必要な事項は、学長が定める。

附則

(施行期日)

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日前に本学において研修員に認められた者は、この規程第4条により 認められた研修員とみなし、この規程を適用する。

		研修願					
			4	年	月	日	
大阪府立大 学長	学 様						

所在地 団体名

印

代表者氏名

大阪府立大学研修員規程第3条第1項の規定により、大阪府立大学において下記のとおり研修させていただくよう願い出ます。

なお、研修の許可を受けたときは、法律その他関係法令、法人及び本学の諸規程を遵守すること及び当該研修員が創出した知的財産権の取扱いについては、大阪府立大学及び大阪府立大学工業高等専門学校知的財産権取扱規程の規定に従うことを申し出いたします。

- 1 所属部課所名
- 2 職・氏名
- 3 研修題目
- 4 研修計画
- 5 研修期間
- 6 希望する指導教員の所属、職、氏名

## 様式第2号(第3条関係)

	履	歷書			
現住所					
		フリガナ			
		氏名			
			年	月	日
		学歴			
	年月日	記事			
		<b>敞</b> 歷			
	年月日	記事			
	研	· 究歴			
	年月日	記事			

注:発表論文があるときは、研究歴中に論文名、掲載誌名及び発表年月日等を記載すること。

研修許可通知書

年 月 日

申請者 様

大阪府立大学長

年 月 日付で申請のあった研修願について、下記のとおり許可します。

- 1 所属部課所名
- 2 職・氏名
- 3 研修題目
- 4 研修期間 年 月 日から 年 月 日
- 5 研修料
- 6 指導教員の教育研究組織、職及び氏名
- 7 研修許可の条件
- ・大阪府立大学研修員規程その他関係法令等を遵守すること。
- ・研修員が行った研究に係る知的財産権等の取扱いについては、大阪府立大学及び大阪府立大学工業高等専門学校知的財産権取扱規程の規定に従うこと。

## 研修継続願

年 月 日

大阪府立大学 学長 様

> 所在地 団体名

印

代表者氏名

下記のとおり継続して研修させていただきたいので訂可してくださるようお願いします。

- 1 所属部課所名
- 2 職・氏名
- 3 研修題目
- 4 研修計画
- 5 研修期間

## 研修継続許可通知書

年 月 日

所在地 団体名

代表者氏名

大阪府立大学

学長 印

年 月 日付で申請のあった研修継続願について、下記のとおり許可します。

様

- 1 所属部課所名
- 2 職・氏名
- 3 研修題目
- 4 研修期間 年 月 日から 年 月 日
- 5 研修料
- 6 指導教員の教育研究組織、職及び氏名
- 7 研修許可の条件
- ・大阪府立大学研修員規程その他関係法令等を遵守すること。
- ・研修員が行った研究に係る知的財産権等の取扱いについては、大阪府立大学及び大阪府立大 学工業高等専門学校知的財産権取扱規程の規定に従うこと。

## 研修料免除申請書

年 月 日

公立大学法人大阪 理事長 様

所在地

団体名 印

代表者氏名

大阪府立大学授業料等の免除等に関する規程第11条の規定により研修料の免除を受けたいので、(関係書類を添えて)下記のとおり申請します。

		円	
年	月	日から	
年	月	日まで	
			年 月 日から

様式第1号(第3条関係)

様式第2号(第3条関係)

様式第3号(第4条関係)

様式第4号(第5条関係)

様式第5号(第5条関係)

様式第6号(第8条関係)